

## グレーゾーン解消制度

### ◆制度の趣旨・概要◆

事業者が、既存の法令が想定していない新たな事業に取り組むケースでは、当該事業が法令に基づく規制の適用の対象となるかどうか  
が明確でない場合があります。「グレーゾーン解消制度」は、そうした場合に、事業所管大臣を経由して、規制所管大臣に対し、個別  
の事業計画に即して、あらかじめ規制の適用の有無を確認することができる制度です。

この制度の特長は、規制の適用の有無について、事業所管省庁が、規制所管省庁に問い合わせることにあります。事業者から直接規制  
所管省庁に照会する場合には、その事業者にとって、一定の困難が伴うケースがあるとの指摘があります。この制度では、事業者を支  
援する事業所管省庁が、事業者に代わって、規制所管省庁に対し、照会を行います。

### ◆申請の流れ◆

#### 進め方

規制の適用の有無を確認しようとする事業者は、事業計画と確認したい事項を整理し、事業所管省庁に相談してください。相談を受け  
た事業所管省庁は、規制所管省庁から、明確かつ分かりやすい回答が得られるよう、照会の手続きについて、確認・サポートを行いま  
す。その後、事業所管省庁は規制所管省庁に照会書を送付し、回答を求めます。規制所管省庁による確認の結果は、事業所管省庁を経  
由して、事業者に通知されます。

この手続きを通じて、規制の適用を受けないと判断された場合には、例えば、特段の許認可等を取得することなく、新事業活動を実施  
できることが明らかになります。他方、規制の適用を受けると判断された場合には、改めて、その規制の特例措置を求めるために企業  
実証特例制度を活用いただくことも可能です。

なお、一連の手続きを経て確認されるのは、照会のあった法令に基づく規制の適用の有無に限定されます。その他の法令に基づく規制

の適用の有無については、別途、確認することが必要です。この制度は、法令の範囲を限定することなく、新事業活動が、その時点で運用されている全ての法令に基づく規制に照らし、「合法」であることを確認する制度ではないことに留意してください。 グレーゾ  
ーン解消制度 20

1. 法第9条に基づき、新事業活動を実施しようとする者は、事業所管大臣に対し、その新事業活動について、規制の適用の有無について確認を求めます。
2. 事業所管大臣は、規制所管大臣に対し、事業者から受けた確認事項を照会します。
3. 規制所管大臣は、確認に対する回答を作成し、事業所管大臣に回答します。
4. 事業所管大臣は、事業者に対し、当該回答を通知します。

## 提出書類

照会書の作成に当たっては、様式第5に従い、以下の必要事項を記載してください。（正本及び写し各1通を主務大臣に提出。）

1. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の目標
  - (1) 事業目標の要約、(2) 生産性の向上又は新たな需要の獲得の見込み
2. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容
  - (1) 事業概要、(2) 事業実施主体、(3) 新事業計画を実施する場所、(4) その他
3. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の実施時期
4. 解釈及び適用の有無の確認を求める法令等の条項
5. 具体的な確認事項
6. その他
  1. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の目標

### (1) 事業目標の要約

新事業活動によって達成しようとする目標を記載してください。

### (2) 生産性の向上又は新たな需要の獲得が見込まれる理由

「新商品の開発又は生産」、「新たな役務の開発又は提供」、「商品の新たな生産又は販売の方式の導入」、「役務の新たな提供の方式の導入」のいずれに該当するかを説明しつつ、それがいかに生産性を向上させるのか、あるいは、新たな需要を獲得することにつながるのか、できる限り具体的に記載してください。

## 2. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容

### (1) 事業実施主体

申請者に限らず、新事業活動に関係するすべての者について、役割と名称を記載してください。ただし、用地保有者など、新事業活動との関係が希薄な事業者の記載は不要です。

### (2) 事業概要

事業の内容を記載してください。

### (3) 新事業活動を実施する場所

新事業活動を実施する場所を記載してください。地番よりも詳細に場所を特定することが必要な場合には、その図面、縮尺、方位、目標となる建造物等を表示した付近見取図を添付してください。

### (4) その他

必須記載事項ではありませんが、照会に当たり、(1)～(3)以外に追加的に説明したい点があれば、記載してください。

(例) 海外では、〇〇という理由から、その事業内容は規制の対象外とされていること、あるいは、関連する通達において、新事業活動と同様の安全性を有する●●は、既に規制の適用の対象外であることが明らかにされていること、等。

## 3. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の実施時期

新事業活動のスケジュールを記載してください。

#### 4. 解釈及び適用の有無の確認を求める法令等の条項

規制の根拠となっていると考えられる法令等（規制に関連する告示・通達等を含む。）の名称、関係する条項等を記載してください。  
※〇〇法第〇条第〇項のどの部分など、具体的に記載してください。

#### 5. 具体的な確認事項

現在、規制の根拠となる法令がどのような規定となっており、そのうち、どの部分の解釈が明らかでないのか、新事業活動が規制の対象となるのか否かが判断できないポイントや、それによって新事業活動を行うことが難しい理由に加え、そのことに関する自己の見解を記載してください。

規制所管省庁から明確かつわかりやすい回答を得るため、例えば、「〇〇規制が支障となっているのではないか」という記載ではなく、「〇〇法に基づき〇〇が規制の対象となっているかどうか明らかでないため、〇〇法に基づく許可を受けなくても、新事業活動において、〇〇を行うことができるのか確認したい」といったように、確認したいポイントを、できる限り具体的に記載してください。 グレーゾーン解消制度（Q&A）

### ◆グレーゾーン解消制度に関するQ&A◆

#### Q1. グレーゾーン解消制度は誰が活用できるのか。

A1. グレーゾーン解消制度も、企業実証特例制度と同様、「新事業活動」を行おうとする者であれば、規模、業種・業態を問わず、どのような事業者であっても、利用できるほか、複数の事業者による共同での利用も可能です。また、企業だけでなく、NPO法人や技術研究組合、複数の企業等によって組織されたコンソーシアムであっても、利用できます。地方公共団体は、単独では本制度を利用できませんが、企業等の事業者と共同であれば、利用することが可能です。

※ なお、そもそも省令第2条に規定する「生産性（資源生産性（エネルギーの使用又は鉱物資源の使用（エネルギーとしての使用を除く。）が新事業活動を実施しようとする者の経済活動に貢献する程度をいう。）を含む。）の向上又は新たな需要の開拓が見込まれるものであって、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがないもの」に該当しないものは、「新事業活動」には当たりません。

**Q2. グレーゾーン解消制度では、どのような「規制」が対象となるのか。**

A2. グレーゾーン解消制度では、国の法令が根拠となる規制について、それが個別の事業計画に適用されるか否かを確認することができます。ただし、税などの公租公課や手数料は、照会の対象となる「規制」には当たりません。

地方公共団体が条例に基づき独自の裁量で行っている規制は、制度の対象外となりますが、国の定める法令に基づいて、地方公共団体が行う事務としての規制については、国の定める法令について規制の適用の有無を確認することが可能です。

**Q3. 「照会書」は、どこに提出すればよいか。**

A3. グレーゾーン解消制度において、規制の適用の有無の照会は、その事業を所管する大臣に対して行います。事業所管省庁が複数ある場合は、いずれの省庁に照会いただいても構いません（その際、照会を受け付けた省庁から他の事業所管省庁に対し、照会書が送付されます。）。

実際の手続きに当たっては、事業所管省庁の窓口に、「照会書」の原案を持参し、相談いただくことが可能です。

なお、事業所管省庁がわからない場合には、経済産業省にご相談ください。経済産業省では、本省に加え、各地方経済産業局にも相談窓口を設けています。

<各省庁の窓口一覧>

【経済産業省の窓口】

○経済産業省 経済産業政策局 産業構造課 新事業開拓制度推進室

03-3501-1628（直通）

【各省庁での窓口】

○警察庁 生活安全局 生活安全企画課 03-3581-0141（代表）（内線：3028）

※自動車運転代行業等、交通局関係の場合は、

交通局 交通企画課 03-3581-0141（代表）（内線：5063）

○金融庁 総務企画局 政策課 03-3506-6785（直通）

○総務省 大臣官房 企画課 03-5253-5155 (直通)

○財務省 ※たばこ・塩事業関係の場合は、

理財局 総務課 たばこ塩事業室 03-3581-4111 (代表) (内線：2259)

※酒類業関係の場合は、

国税庁 酒税課 03-3581-4161 (代表) (内線：3739)

○厚生労働省 大臣官房 総務課 03-3595-3038 (直通)

○農林水産省 食料産業局 新事業創出課 03-3502-8111 (代表) (内線：4284)

○国土交通省 総合政策局 政策課 03-5253-8320 (直通)

○環境省 大臣官房 政策評価広報課 03-3581-3351 (代表) (内線：6059、6057)

#### **Q4. 照会書は、いつ提出できるのか。**

A4. グレーゾーン解消制度の利用受付は、通年実施します。事前相談についても、同様です。

#### **Q5. 事業所管省庁と規制所管省庁が同じ場合でも、照会できるのか。**

A5. 可能です。通常の手続きと同様、事業所管省庁に対し、「照会書」を提出してください。

もし、提出に際してお困りのことがありましたら、必要に応じて、経済産業省の窓口や、規制改革会議の庶務を担う内閣府に設置されている「規制改革ホットライン」を利用してください。状況のいかんによっては、産業競争力強化法の目的・趣旨に沿った適切な対応が行われるよう、関係府省が連携して対応します。

内閣府 規制改革ホットライン

[https://form.cao.go.jp/kokumin\\_koe/opinion-0009.html](https://form.cao.go.jp/kokumin_koe/opinion-0009.html) グレーゾーン解消制度 (Q&A) 25

**Q6. 結果はいつわかるのか。**

A6. 規制の適用の有無の照会に対する回答は、事業所管省庁から通知されます。通知は、原則として1ヶ月以内に行われますが、1ヶ月以内に通知できない場合には、その理由についても、1ヶ月ごとに通知されます。（例えば、経済産業省が事業所管省庁となる場合において、やむを得ず1ヶ月以内に回答ができないときには、経済産業大臣から、書面でその旨をお伝えすることになります。）

**Q7. 照会に対する回答は、公表されるのか。**

A7. 個別の回答結果がそのまま公表されることはありません。他方、類似した複数の申請があり、回答内容について類型化・抽象化が可能な場合には、事業所管省庁又は規制所管省庁において、それらがガイドライン等の形で公表される場合もあります。